

公益財団法人野球殿堂博物館
表彰委員会規程

第1章 総則

第1条（目的）

この表彰委員会規程は、日本野球の発展、振興、普及に多大な貢献を成した方々の功績を永久に讃え、野球殿堂に表彰レリーフを掲額し顕彰するために必要な事項を定める。

第2条（委員会の種類）

公益財団法人野球殿堂博物館（以下「野球殿堂博物館」という）内に表彰掲額する者（以下「野球殿堂入り」という）を選考するために、次の表彰委員会を設置する。

- (1) 競技者表彰委員会
- (2) 特別表彰委員会

第3条（委嘱）

表彰委員会の委員は、それぞれ第11条又は第19条に定める資格を有する者のうちから、野球殿堂博物館理事長（以下「理事長」という）が委嘱する。

第4条（兼務）

表彰委員会の委員は、第2条による2種類の委員を兼ねることはできない。ただし、野球殿堂入りした者はこの限りではない。

第5条（開催）

表彰委員会は、それぞれ年一回開催する。

第6条（報酬）

委員は、無報酬とする。

第7条（認証）

表彰委員会は、選考の結果を理事長に報告し、その認証を求めて野球殿堂入りとして公表する。

第8条（疑義）

第2条による2種類の委員会の権限につき疑義が生じたときは、理事長の判断に委ねるものとする。

第9条（経費）

表彰委員会に必要とする一切の経費は、野球殿堂博物館が負担する。

第2章 競技者表彰委員会

第10条（表彰）

競技者表彰は、プレーヤー表彰とエキスパート表彰からなる。

第11条（委員）

(1) プレーヤー表彰の委員は、野球報道に関して15年以上の経験をもつ者とする。

(2) エキスパート表彰の委員は、野球殿堂入りした者、第1号の幹事、第1号の委員で野球報道年数30年以上の者とする。

(3) 理事長は、委員の中から、東日本と西日本にそれぞれ10名程度の幹事を定め、野球殿堂博物館と委員の連絡に任ずる。

(4) 投票資格のガイドラインについては、別途定める。

第12条（任期）

競技者表彰委員会の委員の任期は、10月1日を起算日として1年とし、再任を妨げない。

第13条（幹事会）

幹事は、毎年11月1日から30日までの間に、東日本と西日本の幹事会を開催して、プレーヤー表彰、エキスパート表彰の対象者の中から次年の野球殿堂入り候補者を選考しなければならない。

第14条（プレーヤー表彰の対象者）

プレーヤー表彰の対象者は、以下の条件をすべて満たした者とする。ただし、以下の条件の解釈については、幹事会の判断によるものとする。

(1) 一般社団法人日本野球機構（以下「NPB」という）が主催する新人選択会議で指名を受けて入団した者（1990年以前の入団の場合は、ドラフト外も認める）、又はフリーエージェント権を獲得した者。

(2) 現役を引退して5年経過している者。なお、NPBと選手契約協定を締結している相手国で現役を継続した場合、これを引退とは見なさない。

(3) 引退後20年以内の者。

なお、死亡したときは、(2)の経過期間を必要としない。

第15条（エキスパート表彰の対象者）

エキスパート表彰の対象者は、以下の条件をすべて満たした者とする。ただし、引退や退任時期の解釈については、幹事会の判断によるものとする。

(1) 監督、コーチを退任後6ヶ月経過している者、又は21年以上前にプロ野球の現役を引退した者。

(2) 前条の対象者ではない者。

なお、死亡したとき、又は選考時まで満65歳に達している者は6ヶ月の経過期間を必要としない。

第16条（選考の要件）

競技者表彰委員会委員は、候補者の中から次の要件によって野球殿堂入りの選考をしなければならない。

(1) 試合で表現した記録、技術が優れている者

(2) 所属チーム及び野球の発展に顕著な功績をあげた者

(3) 野球に対し誠実であり、スポーツマンシップを体現した者

(4) ファンに野球の魅力を伝えた者

なお、完全試合の投球、未曾有の長距離本塁打、単年度の大記録、実働が短期間での活躍等をもって、野球殿堂入りとして選考してはならない。

第17条（投票）

(1) プレーヤー表彰の投票は、幹事会が作成した30名以内の候補者名簿の中から、野球殿堂博物館が郵送する所定の投票用紙に、各委員が、自らの見識に照らし合わせて、殿堂入りにふさわしいと考える人物、7名以内の候補者氏名及び投票者の氏名を記入したのち、野球殿堂博物館へ返送する。

幹事は、各委員の投票を一覧表に記入し、票数を集計して委員全員の3分の2以上の有効投票があれば、有効投票数の75%以上の得票者を野球殿堂入りとして理事長に対し認証を求める。

得票率が、有効投票数の3%未満の場合は、次年以降プレーヤー表彰の候補者となることはできない。

(2) エクスパート表彰の投票は、幹事会が作成した25名以内の候補者名簿の中から、野球殿堂博物館が郵送する所定の投票用紙に、各委員が、自らの見識に照らし合わせて、殿堂入りにふさわしいと考える人物、6名以内の候補者氏名及び投票者の氏名を記入したのち、野球殿堂博物館へ返送する。

幹事は、各委員の投票を一覧表に記入し、票数を集計して委員全員の3分の2以上の有効投票があれば、有効投票数の75%以上の得票者を野球殿堂入りとして理事長に対し認証を求める。

第 18 条 (保存)

前条の一覧表は永久に、また投票に用いられた用紙は 1 年間野球殿堂博物館にこれを保存する。

第 3 章 特別表彰委員会

第 19 条 (委員)

特別表彰委員会の委員は、日本プロフェッショナル野球組織の関係者、社会人野球及び学生生徒等の公式団体の役員、並びに野球に関係のある学識経験者から計 14 名とする。なお、特別表彰委員会に、委員の互選により議長 1 名を置く。

第 20 条 (任期)

(1) 特別表彰委員会の委員の任期は、2 月 1 日を起算日として 2 年とする。ただし、再任を妨げないが、連続する場合は 4 期までとする。なお、前任者の任期中に後任として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 特別表彰委員会の委員の定年は、満 80 歳とし、定年に達した日以後の最初の 1 月 31 日 (1 月 31 日生まれは当日) までを限度とする。

第 21 条 (対象者の資格)

次に定めた条件のうち、少なくとも一つに該当している者とする。現役を引退した NPB の選手・監督・コーチであっても、次の条件に該当していれば、特別表彰の対象者となる。なお、特別表彰委員会委員は、任期にある限りは対象外とする。

(1) アマチュア野球の選手・指導者を引退した者。選手は、現役を引退した後 5 年、指導者は退任した後 6 ヶ月を経過していること。なお、選手が引き続き指導者となった場合には、これを現役の引退とは見なさない。選手・指導者が死亡したとき、又は選考時まで満 65 歳に達しているときは経過期間を必要としない。

(2) NPB 及びアマチュア野球の審判員を引退した者。また、引退した後 6 ヶ月を経過していること。審判員が死亡したとき、又は選考時まで満 65 歳に達しているときは経過期間を必要としない。

(3) プロ及びアマチュア野球の組織や管理に貢献した者、又はしている者であること。

(4) 野球に関する文芸・学術・美術・音楽等の著作物を有する者や、報道関係者としての実績がある者であること。

第 22 条 (推薦)

推薦者は、個人ではなく団体とする。日本のプロ・アマチュア野球に関係する団体でない場合は、賛同者として日本のプロ・アマチュア野球に関係する団体が入っていることを要する。ただし、野球殿堂博物館が認めた場合は、例外として、これらにとらわれず推薦を受け

入れることとする。

また、推薦方法については、「野球殿堂博物館 特別表彰委員会推薦要項」に従うものとする。なお、野球殿堂博物館が必要と考えた場合は、本条や推薦要項にとらわれずに、事務局より推薦できるものとする。

第 23 条（候補者選考委員）

特別表彰委員会の委員のうちから、理事長が指名する 3 名の委員を候補者選考委員とする。任期は 2 年とし、再任は妨げない。候補者選考委員は、毎年末までに 10 名からなる候補者名簿を準備する。候補者は、3 名の候補者選考委員のうち、最低 2 名の推薦を必要とする。

第 24 条（候補者選考の要件）

候補者選考委員は、被推薦者の中から次の要件によって野球殿堂入りの候補者を選考しなければならない。なお、候補者は、下記の要件のうち、二つ以上に該当している者とする。

- (1) アマチュアの選手として、顕著な功績をあげた者
- (2) 審判員として、顕著な功績をあげた者
- (3) 選手の指導、後進の育成、技術の発展に顕著な功績をあげた者
- (4) 日本野球の組織や大会等の発展に顕著な功績をあげた者
- (5) 国際交流を通じ、国内外において、野球振興に顕著な功績をあげた者
- (6) 国民的関心の拡大と理解の深化により、野球の底辺拡大に顕著な功績をあげた者
- (7) 野球文化の発展、魅力の発信に顕著な功績をあげた者

第 25 条（開会）

特別表彰委員会は、委員全員の過半数が出席しなければ開会できない。

第 26 条（選出方法）

(1) 特別表彰委員会の投票は、候補者名簿の中から、各委員が、自らの見識に照らし合わせて、殿堂入りにふさわしいと考える人物、3 名以内の氏名を投票用紙に記載し、記名投票によって行う。

投票で出席委員数の 75%以上の賛成を得た者を野球殿堂入りとして推薦し、理事長に報告して認証を求める。

(2) 開票の結果により、野球殿堂入りが選出されなかった場合は、最初の投票の最多得票者 3 名（4 名以上同数の得票者のあった場合はその全員）に候補者を限定して、2 名以内の氏名を投票用紙に記載し、記名投票によって再投票を行う。

再投票は、出席委員数の 75%以上の賛成を得た者を野球殿堂入りとして推薦し、理事長に報告して認証を求める。

再投票の結果にかかわらず、3 回目以降の投票は行わない。

第 27 条 (保存)

特別表彰委員会の議事録は、議長が署名したのち永久に、また投票に用いられた用紙は 1 年間野球殿堂博物館にこれを保存する。

第 28 条 (改廃)

この規程の改廃は、野球殿堂博物館理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は平成 11 年 10 月 15 日より施行する。

平成 13 年 1 月 9 日 施行

平成 13 年 10 月 5 日 施行

平成 16 年 8 月 19 日 施行

平成 19 年 6 月 11 日 一部改正・施行

平成 25 年 10 月 8 日 一部改正・施行

(第 8 条、第 10 条、第 12 条、第 16 条、名称変更に伴う箇所)

平成 26 年 3 月 6 日 一部改正・施行 (第 15 条)

平成 26 年 5 月 21 日 一部改正・施行 (第 3 条、第 10 条)

令和 3 年 5 月 21 日 一部改正・施行